

むなかたアカデミークラブ規約

2026 年 3 月 31 日

第1条 【名称と運営】

当アカデミーの名称は、「むなかたアカデミークラブ」（以下「当アカデミー」という。）とし、宗像市が主催し、株式会社グローバルアリーナが運営を行う。

第2条 【目 的】

当アカデミーは、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資するとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

第3条 【活 動】

当アカデミーの活動は、スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び福岡県の「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を踏まえたものとする。

- (1) 活動時間については、平日 2 時間程度、休日 3 時間程度で、平日と休日にそれぞれ週 1 日以上
の休養日を設ける。大会等でやむを得ず活動する場合は、別途、休養日を設ける。
- (2) 年間及び月ごとの活動計画を策定し、計画的な活動を行う。
- (3) 「スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)」に準拠した運営を行う。
- (4) 会員の個性や自主性を尊重し、発達段階に応じた無理のない活動を行う。

第4条 【活動期間】

当アカデミーの活動期間は、原則として毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第5条 【入 会】

当アカデミーへの入会を希望する者は、当アカデミーの定める申込方法によって入会手続きを行うものとし、当アカデミーが入会を承諾した者を正式に会員（以下「会員」という。）とする。

- (1) 入会対象者は中学 1 年生～中学 3 年生とする
- (2) 入会には会員の親権者その他の法定代理人（以下「保護者」という。）の同意を必要とする。
- (3) 会員および保護者は、入会申込時点で本規約の内容に拘束されることに同意したものとみなす。

第6条 【会 費】

クラブの形態で次のとおりとする。

- ・クラブチーム型 4,000 円 ※柔道クラブ 3,000 円
- ・部活動連携型 2,000 円

上記の会費は、スポーツ安全保険料を含む。

第7条 【会費の支払方法】

会員または保護者などの関係者は前条各項で定める各種会費について、**毎月 25 日から 30 日までに当アカデミーが定める方法にて納入を行う。**ただし、金額、支払期限および支払方法は当アカデミーの都合により変更する場合がある。

第8条 【会費の不返納】

当アカデミーへ支払われた各種会費等は、**理由の如何を問わず一切返金を行わない。**

第9条 【休 会】

会員が当アカデミーの休会を希望する場合は、所定の手続きに従って、**休会希望月の前月 20 日までに申請するものとする。休会期間は 2 ヶ月間以上を最低期間とし、2 ヶ月未満は欠席扱いとする。**

休会から復帰をする際は、所定の手続きに従って、復帰希望月の前月 20 日までに申請するものとする。

第10条 【退 会】

会員が当アカデミーの退会を希望する場合は、所定の手続きに従って、**退会希望月の 20 日までに申請するものとする（当月 21 日から月末までの申請は、翌月の退会扱いとする）。**なお、退会申請を行った後、活動参加の有無に限らず一切返金しない。

第11条 【除名/強制退会】

当アカデミーは、下記に該当する会員および保護者などの関係者における会員資格を停止し、除名及び強制退会することができるものとする。

- (1) 第 6 条に定める **各種会費の支払いを、2 か月連続で納付しなかった場合**
- (2) 当アカデミーの **運営を妨害した場合**
- (3) 他の会員、または保護者など関係者への **迷惑行為と判断され、その後も改善が見られない場合**
- (4) 正当な理由がなく **指導者の指示に従わず、その後も改善が見られない場合**
- (5) 法律違反、または反社会的行為を行った場合
- (6) その他前各号に準ずる場合

第12条 【練習の中止】

雨天でも練習を行う場合があるが、荒天や国や自治体からの要請（緊急事態宣言や休校等）など会員の安全が確保できず、**当アカデミーが危険と判断した場合は練習を中止する。また、中止になった練習日の振替は基本的に行わない。**

第13条 【アカデミーへの参加禁止】

当アカデミーは、下記に該当する会員または保護者などの関係者に対して、練習などのアカデミー活動への参加を禁止することができる。

- (1) 感染症法に規定、または同法に基づき指定される感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）もしくは**集団感染するおそれのある疾病に罹患している者**
- (2) 感染症法に規定、または同法に基づき指定される感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）もしくは**集団感染するおそれのある疾病や、インフルエンザ等の流行により学級閉鎖、学校閉鎖等の措置に従っている者**

第14条 【保 険】

会員は入会と同時に、当アカデミーが指定する保険に全員加入する。なお、保険料は会費に含まれ、加入手続きは当アカデミーが行うものとする。

第15条 【負傷時等の対応と免責】

- (1) 当アカデミーでは事故がないように指導者は万全の注意を払うが、練習またはその他の活動における負傷については、前条規定の保険の適用範囲内とし、それ以外の責任は一切負わないものとする。
- (2) 当アカデミーは会員が活動中に負傷した場合、応急処置を施すことがあり、救急を要する場合は救急搬送を行うことがあるが、会員およびその保護者はこれをあらかじめ承諾するものとする。
- (3) 当アカデミー内の諸規則や当アカデミーの指導者の指示に従わないことにより発生した事故について、当アカデミーは一切責任を負わないものとする。
- (4) 紛失、盗難等が発生した場合、当アカデミーは一切責任を負わないものとする。

第16条 【アカデミーの終了】

- (1) 当アカデミーは、アカデミーを存続し得ない事情等が生じた場合、公式サイトやアプリなどにおいて、事前に相応な期間を踏まえたうえで会員に告知することにより、自らの判断に基づき、当アカデミーを終了することができるものとする。
- (2) 前項の場合、納入済みの会費は返還しない。
- (3) 会員および保護者などの関係者は、当アカデミーを終了した場合でも、当アカデミーに対し、補償その他の請求、異議申し立てをすることはできない。

第17条 【画像・映像等の使用】

会員および保護者などの関係者は、当アカデミーの活動風景を撮影した写真、画像、映像や会員の個人写真および会員の氏名などの個人情報を、当アカデミーや株式会社グローバルアリーナの公式サイトや SNS に掲載され、どなたでも閲覧・シェアできること、また、その他各種広告物や印刷物等に使用・掲載することをあらかじめ承諾するものとする。また、取材に訪れた各種メディアが撮影した写真、画像や映像が各媒体に掲載されることを承諾するものとする。なお、会員および保護者などの関係者ならびに第三者が写真、画像や映像を使用・拡散することにより生じる不利益に関して、当アカデミーや株式会社グローバルアリーナは、一切の責任を負わないこととする。

第18条 【個人情報】

- (1) 当アカデミーは会員の個人情報（個人情報保護法第2条に定めるもの）を会員および保護者などの関係者の承諾を得た場合を除いて、会員および保護者などの関係者にサービスを提供する以外の目的で個人を特定した情報として利用しない。
- (2) アカデミー退会後の個人情報は、会員および保護者などの関係者からの申し出があった場合を除き、原則退会後7年間保存し、それ以降は廃棄する。
- (3) 会員および保護者などの関係者は、個人情報に変更が生じた場合には、速やかに当アカデミーに変更箇所をメール等で連絡することとする。
- (4) 当アカデミーは運営にあたり、当アカデミーが指定するアプリ利用のため、株式会社ユーフォリアへ会員の個人情報を提供する。そのため、会員はアプリをダウンロードする際に「アプリ規約」を必ず確認することとする。なお、法令に定める場合、その他「個人情報の保護に関する法律」に

定める場合を除き、前述の会社以外の第三者（当アカデミーがアカデミーに関する業務を委託するものおよびその再委託先を除く）に対して、会員の個人情報を会員の同意を得ないで提供しないものとする。

第19条 【規約の改正】

当アカデミーは、必要に応じて、事前に公式サイトやアプリなどにおいて告知することにより、本規約を随時改正することができるものとする。

第20条 【事務局】

当アカデミーの事務局は、以下に設置する。

住所：福岡県宗像市吉留 46-1 グローバルアリーナ内

電話番号：0940-33-8400

第21条 【施行】

- (1) 本規約は 2024 年（令和 6 年）2 月 1 日から施行する。
- (2) 本規約は 2025 年（令和 7 年）3 月 31 日に改定・施行する。
- (3) 本規約は 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日に改定・施行する。